

亀山市告示第180号

亀山市農村公園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年7月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市農村公園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市農村公園整備事業費補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第170号）の一部を次のように改正する。

第1条中「改修」の次に「、修繕」を加える。

第4条に次の1項を加える。

- 2 補助金の額が前項に規定する限度額に達し、かつ、改修及び修繕を要する農村公園にあつては、前項の規定にかかわらず、その補助金の額は、当該農村公園に係る改修及び修繕に要する経費の3分の2に相当する額（1年度100万円を超える場合は、100万円）を限度として予算の範囲内において市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年度分の補助金の交付から適用する。